

短時間労働者に対する被用者保険 の適用拡大の実施状況について



平成28年12月21日
厚生労働省年金局事業管理課

短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大の実施状況について

【施行前の取組】

- 日本年金機構において、短時間労働者に対する**適用拡大の対象となる可能性の高い被保険者501人以上の事業所を特定し、短時間労働者の方の資格取得届等の必要書類を提出いただくよう、周知文書を送付。**
- 平成28年5月中旬から6月下旬**にかけて、事業主に対する算定基礎届の説明会に併せて、**全国計303年金事務所において、延べ643回の説明会を実施。**
- 説明会においては、適用拡大の説明に加えて、キャリアアップ助成金についても説明を実施。
- 施行に先立ち、様々な業種の企業の人事・労務担当者にヒアリング等を実施。
⇒ 企業や業界によって多少違いはあるものの、人手不足の状況において、社会保険を適用してでも労働力を確保したい、その際には、従業員にはより長く働いてほしいとの声が多く聞かれた。

【施行後の取組】

- 年金事務所において把握した特定適用事業所の情報をもとに、10月13日から11月10日にかけて、短時間労働者の資格取得届の提出がない事業所に対して電話による届出勧奨を実施。
- 11月10日時点**においてシステムへの入力処理が完了した**特定適用事業所数及び被保険者となった短時間労働者数**は以下のとおり。

特定適用事業所数及び被保険者となった短時間労働者数（平成28年11月10日時点）

特定適用事業所数	25,706事業所
被保険者となった短時間労働者数※	201,103人

※ 週の所定労働時間が20～30時間である被保険者数を計上しており、週の所定労働時間が30時間以上である被保険者は含まれない。したがって、週の所定労働時間が30時間未満であった短時間労働者が、今般の適用拡大を契機に労働時間を週30時間以上に延長した場合には、上記の短時間労働者数には計上されない。

【今後の予定】

- 被保険者となった短時間労働者数については、日本年金機構が保有する統計データを機械的に集計し、月次で公表する予定。
- 届出勧奨を行ってもなお、届出がない特定適用事業所に対しては、年度内に優先的に事業所調査を実施し、届出漏れがないかを確認する予定。

厚生年金保険等の被保険者資格取得の基準の明確化

平成28年10月1日から、健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得基準が以下のとおり明確になります。

1. 被保険者資格取得の基準（4分の3基準）の明確化

従来の取り扱い（旧）	平成28年10月1日以降の取り扱い（新）
1日または1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者のおおむね4分の3以上 （この基準に該当しない場合であっても就労形態や勤務内容等から常用的使用関係にあると認められる場合は被保険者となります。）	1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上

2. 被保険者資格取得の経過措置

施行日（平成28年10月1日）において、新たな4分の3基準を満たしていない場合であっても、施行日前から被保険者である方は、施行日以降も引き続き同じ事業所に雇用されている間は、被保険者となりますので、「資格喪失届」の提出は必要ありません。

短時間労働者に対する適用拡大に係る事務の取り扱い

平成28年10月1日から、**特定適用事業所**に勤務する**短時間労働者**は、新たに厚生年金保険等の適用対象となることから、特定適用事業所に該当する場合は、後述の手続き等が必要となります。

1. 特定適用事業所とは

同一事業主（法人番号が同一）の適用事業所の被保険者数（短時間労働者を除き、共済組合員を含む）の合計が、1年で6カ月以上、500人を超えることが見込まれる事業所が該当します。

2. 短時間労働者とは

勤務時間・勤務日数が、常時雇用者の4分の3未満で、後述の「短時間労働者の要件」①～⑤のすべてに該当する方となります。

裏面は、短時間（パート等）で働く皆さまへの周知用にご活用ください。
ご不明な点がございましたら、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

特定適用事業所に該当する場合の届出等

1. 施行日時点で特定適用事業所に該当する適用事業所

施行日時点で特定適用事業所の要件を満たす適用事業所には、8月下旬に「特定適用事業所該当事前のお知らせ」をお送りするとともに、10月初旬に「特定適用事業所該当通知書」を送付します（下記2.の「特定適用事業所該当届」の提出は不要です）。

2. 特定適用事業所の要件を満たすことが見込まれる適用事業所

- 法人番号が同一の適用事業所の被保険者数が500人を超える月が直近11カ月で5カ月となる事業所に対して、「特定適用事業所に関する重要なお知らせ」を送付します。
- 特定適用事業所の要件を満たす場合は、**本店または主たる事業所の事業主から「特定適用事業所該当届」を提出してください。**
- 「特定適用事業所該当届」の提出がなかった場合でも、機構において判定を行い、要件を満たしていることが確認できた場合は、特定適用事業所に該当したものとして取り扱い、機構から「特定適用事業所該当通知書」を送付します。

特定適用事業所の短時間労働者の資格取得届

勤務時間・勤務日数が、常時雇用者の4分の3未満で、以下の①～⑤のすべてに該当する方は**短時間労働者**に該当するため、「資格取得届」※を該当日から**5日以内に提出**してください。

【短時間労働者の要件】

- ① 週の所定労働時間が20時間以上あること
 - ② 雇用期間が1年以上見込まれること
 - ③ 賃金の月額が8.8万円以上であること
 - ④ 学生でないこと
 - ⑤ 常時501人以上の企業（特定適用事業所）に勤めていること

（様式例）

【特定適用事業所該当／不該当届】（新規）

【資格取得届】

※短時間労働者の資格取得届を提出する場合は、機構ホームページから備考欄に「**短時間労働者（3/4未満）**」のチェックボックスを記載している上記の様式をダウンロードのうえ、チェックボックスにチェックし、提出してください。
なお、チェックボックスが記載されていない資格取得届を使用する場合は、備考欄に「短時間労働者」と付記してください。

各種届出様式等については、機構ホームページに掲載していますので、ご確認ください。